

議案第22号

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の廃止について

次のとおり三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月6日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例を廃止する条例

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和41年三朝町条例第30号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例第8条第1項の書類（令和4年10月1日から令和5年3月31日までのものに限る。）の作成及び提出については、なお従前の例による。
- 3 この条例を施行する際、三朝町国民宿舎事業会計に属していた剰余金、債権、債務及びその他の資産は、三朝町一般会計に引き継ぐものとする。

（三朝町行政組織条例の一部改正）

- 4 三朝町行政組織条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所掌事務) 第3条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） 財政課 ア～ウ 略 （3）～（8） 略	(所掌事務) 第3条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） 財政課 ア～ウ 略 <u>エ 国民宿舎事業との調整に関すること。</u> （3）～（8） 略